

1 概要

令和7年6月3日開催の内閣府「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議」において、2のとおりⅠからⅢまでの検討区分が示され、うちⅠ、Ⅱについて関係府省へ検討要請がなされた。
今後は3のスケジュールに従い、提案事項の実現に向けて意見を提出していく。

2 提案検討区分の状況

検討区分	全国	関西広域連合	
		連合提案	共同提案
Ⅰ 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案（※1）	355	1	9
うち重点事項と位置づけられた提案（※2）	(37)		(2)
Ⅱ 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	27		
Ⅲ その他の提案	26	2	
うち提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案	(7)		
うち提案募集の対象外である提案	(10)	(2)	
その他	(9)		
計	408	3	9

※1 調整対象案件の詳細は別紙のとおり

※2 重点事項については内閣府において有識者による関係府省ヒアリング等を実施

3 今後のスケジュール（予定）

7月 関係府省からの第1次回答公表、提案団体から関係府省第1次回答に対する意見提出
9月 関係府省からの第2次回答公表
11月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（対応方針案の了承）
12月 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）

1 関西広域連合提案（1件）

提案事項	求める措置
① 広域連合制度における国の事務の移譲要請権の拡充	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大、具体的な基準・手順等を明確化すること

2 関西広域連合と構成府県市との共同提案（9件）

提案事項	求める措置
① 生活保護法第73条の適用範囲の明確化 （大阪府等）	生活保護法第73条第1項第1号において都道府県が負担するものとして「居住地がない又は明らかでない被保護者」いわゆる「現在地保護の例による保護となる被保護者」を規定しているが、当該被保護者の範囲が具体的でないため、その範囲を網羅的かつ明確に示す通知を発出すること
② 指定難病特定医療支給認定事務の中核市への移譲 （奈良県等） 重点	難病の患者に対する医療等に関する法律により都道府県が行うこととされている指定難病特定医療支給認定事務について、中核市が置かれている都道府県の場合、中核市が当該事務を行うこととする
③ 指定難病特定医療支給認定の有効期間の見直し （奈良県等）	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病特定医療支給認定について、施行規則で定められている支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと
④ 「登記情報連携システム」利用手続き等の簡素化、効率化 （和歌山県等）	「登記情報連携システム」の利用にあたり、事前に国に対し、利用手続や根拠法令などの詳細な情報を提出し審査を受けることになっているが、今後、多数の団体にシステムの利用拡大が図られることに鑑み、以下の事項を検討すること ① 国における審査を不要とすること ② システム管理者権限の付与 等

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案事項一覧（令和7年）

提案事項	求める措置
⑤ 宅地建物取引業免許申請等に係る国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)への決済機能付与 (和歌山県等)	宅地建物取引業の免許申請等の手続において、国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)による手数料の支払いが可能となるよう、システムに電子決済機能を実装すること
⑥ 人口減少地域等における訪問看護サービスの維持・確保に向けた加算要件の緩和 (鳥取県等)	人口減少地域等を含む訪問看護サービスの維持・確保のため、特別地域訪問看護加算の算定基準要件を地域の実情を踏まえて緩和すること（「利用者宅まで1時間以上」とされているが、例えば30分以上とするなど）
⑦ 過疎地等の病院における常勤要件の見直しについて (徳島県等)	診療報酬上の医師の常勤の要件を緩和し、過疎地等の病院にあつては「週31時間以上」の医師においても報酬算定可能とするなど算定基準を見直すこと
⑧ 障害者支援施設等災害時情報共有システムの機能の見直し (徳島県等)	大規模災害発生時において確実かつ迅速に社会福祉施設の被災状況を把握するための「障害者支援施設等災害時情報共有システム」を改良すること
⑨ 外部監査人等に係る告示事項の見直し (京都市等) 重点	包括外部監査人及び個別外部監査人並びに補助者（外部監査の事務を補助する者）の住所の告示を廃止すること